

## 民法 Chapter 29

Date

/

Date

/

Date

/



AがBに対して高級ワイン100ケース（以下「甲」という。）を100万円で売却し、引き続きAが甲を占有している場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例に照らし、正しいものはどれか。なお、当該売買契約では、甲はBの指定により特定されているものとし、また、売買代金の利息等については考慮する必要はない。

- 1 裁判上、BがAに対して甲の引渡しを請求した場合において、Aが留置権又は同時履行の抗弁権のいずれかを行使し、これが認められたときは、代金支払との引換給付判決ではなく、請求棄却の判決がなされる。
- 2 Bからの甲の引渡請求に対して、Aが留置権又は同時履行の抗弁権のいずれを主張した場合であっても、Bは、100万円に相当する担保を提供することによって、留置権又は同時履行の抗弁権の消滅を請求することができる。
- 3 BがAに売買代金のうちの50万円を支払っていた場合、Bからの甲の引渡請求に対して、Aは、同時履行の抗弁権を主張したとしても、甲のうちの50ケース分については引渡しを拒めないときがあるのに対し、留置権を主張すれば甲のすべての引渡しを拒むことができる。
- 4 BがAに甲の引渡請求をした時にAが甲の占有を失っていた場合、当該引渡請求に対して、Aは、留置権を主張してこれを拒むことができるのに対し、同時履行の抗弁権を主張してこれを拒むことはできない。
- 5 A・B間において甲の引渡し及び代金の支払がなされないうちに、BがCに甲を売却した場合、Cからの甲の引渡請求に対して、Aは、留置権を主張してこれを拒むことはできないのに対し、同時履行の抗弁権を主張してこれを拒むことができる。

正解  
3

## [契約の効力等] 留置権と同時履行の抗弁権

他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の**弁済を受けるまで**、その物を留置することができる（留置権 民法295条1項本文）。また、双務契約の当事者の一方は、相手方がその**債務の履行を提供するまで**は、自己の債務の履行を拒むことができる（同時履行の抗弁権 同法533条本文）。

### 1 誤り

物の引渡しを求める訴訟において、被告の留置権の抗弁を認容する場合には、裁判所は、原告の請求を全面的に棄却することなく、**その物に関して生じた債権の弁済と引換えに物の引渡しを命ずべき**である（引換給付判決）とされる（最判昭33.3.13）。また、被告の同時履行の抗弁権の主張を認容する場合についても、裁判所は、**引換給付判決**をするものとされる（大判明44.12.11参照）。

### 2 誤り

留置権について、債務者は、**相当の担保を供して、留置権の消滅を請求**することができる（同法301条）。これに対して、同時履行の抗弁権については、代担保の提供による消滅請求は認められていない。

### 3 正しい

留置権者は、債権の**全部の弁済を受けるまでは**、留置物の**全部についてその権利を行使**することができる（同法296条）。これは留置権の**不可分性**を示すものである。他方、同時履行の抗弁権については、不可分性という性質は有しておらず、履行を拒絶し得る債務の内容は相手方の不履行の度合いに応じて**割合的なもの**となる。本肢の場合、BがAに売買代金のうちの50万円を支払っているため、Bからの甲の引渡請求に対してAが同時履行の抗弁権を主張したときは、Aは、甲のうちの50ケース分については引渡しを拒むことができないことがある。したがって、本肢は、前段、後段ともに正しい。

#### 4 誤り

留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって消滅する（同法302条本文）とされ、目的物の占有が行使の要件となっている。したがって、本肢の前段は誤っている。他方、同時履行の抗弁権の場合、目的物の占有は行使の要件とはされていない（同法533条本文参照）。したがって、本肢の後段も誤っている。

#### 5 誤り

留置権は物権であるため、すべての者に対して主張することができる。したがって、本肢の前段は誤っている。他方、同時履行の抗弁権は債権に基づく権利であるため、双務契約の相手方に対してのみ主張することができる。したがって、本肢の後段も誤っている。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。